

周南市徳山駅前賑わい交流施設 3階にある周南市市民活動支援センターは、市民の地域づくり活動の振興を図るために設立された「公益財団法人周南市ふるさと振興財団」によって運営されています。

『団体と団体』、『人と人』を“つなぐ”ことを目標に、下記のような取り組みを行っていますので、一部ご紹介させていただきます！



市民活動に関する情報発信

NPO・コミュニティの活動情報や助成金情報など、市民活動に関する情報発信を行っています。支援センター内には、イベント情報の掲示や広報誌・パンフレットなども多数設置していますので、ぜひご利用ください！

ホームページの更新や、機関誌などの紙媒体でも情報発信を行なっています。



相談業務

「市民活動に参加してみたい」「自分達の市民活動をPRしたい！」など、市民活動に関する様々な相談に面談やお電話にて応じています。

何かありましたらお気軽にご相談ください！



▲支援センター内にある受付・相談コーナー



▲市民講座の様子(2020年)

講座の開催

個人や団体のスキルアップにつながる講座などを開催しています。過去には、「徳山駅前図書館活用講座」「市民活動に活用できる助成金講座」などを実施しました。

今後も、皆様に“参加してみたい”と思っていただけるような講座を企画していきます！

市民活動フェスタの開催✳

周南市を中心に活動する団体の皆様の、日頃の活動発表や活動紹介などを行う「市民活動フェスタ」を開催しており、団体同士の交流の場ともなっています。

展示ブースやステージ発表もあり、団体に参加されていない一般の方も一緒になって楽しめるイベントです。



▲市民活動フェスタの様子(2019年)

お知らせ

知っておきたい市民活動の保険について

自治会で行う清掃活動等の奉仕活動や、市が行う行事等に参加中の方が、突発的な事故によってケガをされた場合等、次の表のような保険制度が活用できます。平成 17 年度の創設以来、令和 2 年 3 月末現在までに 49 件が保険適用され、そのうち 45 件が草刈り機に関連する事故となっています。

自分がケガをしたとき

・他人にケガをさせたとき
・他人のものを壊したとき

・自分がケガをしたとき
・他人にケガをさせたとき
・他人のものを壊したとき

保険名称	市民総合賠償補償保険	市民活動賠償責任保険	ボランティア活動保険
問合せ連絡先	施設マネジメント課 0834-22-8281	周南市市民活動支援センター 0834-32-2200	周南市社会福祉協議会 0834-22-8721
保険掛金	周南市が負担		1人当たり 350 円 (基本プラン)
対象となる活動	<ul style="list-style-type: none"> ◆市が主催・共催する行事等 (例: 社会体育、社会教育等) ◆次の条件で行われる社会奉仕活動 (例: 自治体活動、清掃活動等) <ol style="list-style-type: none"> ①無報酬であること ②労力の提供がなされていること ③市に活動を承諾された団体の管理下 (要届出)、あるいは市の管理下で行われるものであること ④参加人数や実施場所が確定しているものであること 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域社会活動 (例: 自治会活動、清掃活動、地域の行事、PTA 活動等) ◆青少年健全育成活動 (例: 子ども会、ボーイ・ガールスカウト等) ◆社会福祉、社会奉仕活動 (例: 社会福祉施設への訪問、手話通訳等) ◆社会教育活動 (例: スポーツ・レクリエーション、文化活動等) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献するボランティア活動」で、次のいずれかに該当する活動。 <ol style="list-style-type: none"> ①グループの会則に則り、企画・立案された活動であること (グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要) ②社会福祉協議会に届け出た活動であること ③社会福祉協議会に委嘱された活動であること
補償内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆死亡給付金 500 万円 ◆後遺障害給付金 20～500 万円 ◆入院補償給付金 1～15 万円 (日数による) ◆通院補償給付金 5 千円～6 万円 (日数による) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆身体賠償 1 名あたり 限度額 6,000 万円 1 事故あたり 限度額 2 億円 ◆財物賠償 1 事故あたり 限度額 100 万円 ◆受託物賠償 1 事故あたり 限度額 100 万円 ※自己負担額は全て 1 万円まで 	<p>【傷害補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆死亡保険金 1,040 万円 ◆後遺障害保険金 限度額 1,040 万円 ◆入院保険金 日額 6,500 円 ◆手術保険金 入院中の手術 65,000 円 外来の手術 32,500 円 ◆通院保険金 日額 4,000 円 <p>【賠償補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆対人・対物賠償 限度額 5 億円 <p>【特定感染症補償】※新型コロナウイルスにも対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆葬祭費用 実費 (限度額 300 万円) <p>◆後遺障害保険金 } 傷病補償の ◆入院保険金 } 各保険金額 ◆通院保険金 }</p>
事前手続き	<ul style="list-style-type: none"> ◆市が主催・共催する行事等 ⇒施設マネジメント課への届出不要 ◆社会奉仕活動 ⇒「社会奉仕届出書」を事前に提出し、市の承認が必要。 	不 要	
事故後手続き	速やかに、上記連絡先に連絡	20 日以内に事故報告	30 日以内に事故報告

※保険の適用は、その事故内容に基づいて損害保険会社が決定します。(市や市社会福祉協議会が保険適用の可否を決定するわけではありません。) 審査結果として制度が適用されない場合もあります。

【編集・発行】周南市市民活動支援センター

【発行日：2021 年 5 月 24 日】

〒745-0034 周南市御幸通 2 丁目 2 8 番 2 徳山駅前賑わい交流施設 3F

TEL : (0834)32-2200 / FAX : (0834)32-2201

Eメール : shiencent@city.shunan.lg.jp

HP : インターネットの検索ページから検索!

周南市市民活動支援センター [検索]

開館時間 : 9:30～22:00 相談対応可能日時 : 平日・土 9:30～18:15

